## 後期高端書医療制度

令和5年8月から新しい(主)の保険証をで使用ください



加入者には、令和5年7月下旬に新しい保険証が届きます。

> この色の保険証は、 令和5年8月1日火以降は 使用できません。

新 保険証

保険証の 有効期限 です。

後期高齢者医療被保険者証 有効期限 令和6年7月31日 被保険者番号 01234567 住 所 寒河江市大字寒河江字久保6番地

窓口でお支払いいただく一部負担金の割合です。

保険証の更新は毎年8月1日です。

お問い合わせ先

お住まいの市町村窓口

または

山形県後期高齢者医療広域連合

電話 0237-84-7100 〒991-0041 寒河江市大字寒河江字久保6番地 http://www.yamagata-kouiki.jp/